

発委第 1 号

東浦町議会会議規則の一部改正について

東浦町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

提出者	東浦町議会議員	山	下	享	司
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二
	東浦町議会議員	間	瀬	元	明
	東浦町議会議員	大	川		晃
	東浦町議会議員	水	野	久	子
	東浦町議会議員	秋	葉	富	士子
賛成者	東浦町議会議員	前	田	明	弘
	東浦町議会議員	北	野	興	地
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則
	東浦町議会議員	久	松	純	志
	東浦町議会議員	赤	川	操	恵
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟
	東浦町議会議員	杉	下	久	仁子
	東浦町議会議員	長	坂	知	泰
	東浦町議会議員	森		靖	広

東浦町議会会議規則の一部を改正する規則

東浦町議会会議規則（昭和 46 年東浦町議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次及び条を改正後の欄の目次及び条に改める。

改正後	改正前
第 11 章 辞職及び資格の決定（第 92 条—<u>第 95 条の 2</u>） 第 19 章 補則（<u>第 121 条の 2</u>—第 122 条） （会議時間） 第 9 条 略 2 議長は、必要があると認める<u>場合は、会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4 略</u> （開票及び投票の効力） 第 31 条 略 2 及び 3 略 <u>4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> （発言の要求） 第 48 条 会議において発言しようとする者は、<u>挙手</u>して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2 人以上<u>挙手</u>して発言を求めたときは、議長は、<u>先挙手者</u>と認める者から指名して発言させる。 （選挙規定の準用） 第 80 条 投票を行う場合には、第 27 条、	第 11 章 辞職及び資格の決定（第 92 条—<u>第 95 条</u>） 第 19 章 補則（第 122 条） （会議時間） 第 9 条 略 2 議長は、必要があると認める<u>ときは</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3 略</u> （開票及び投票の効力） 第 31 条 略 2 及び 3 略 （発言の要求） 第 48 条 会議において発言しようとする者は、<u>起立</u>して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2 人以上<u>起立</u>して発言を求めたときは、議長は、<u>先起立者</u>と認める者から指名して発言させる。 （選挙規定の準用） 第 80 条 投票を行う場合には、第 27 条、

第 28 条、第 29 条、第 30 条、<u>第 31 条</u> <u>第 1 項から第 3 項まで</u>、第 32 条第 1 項 及び第 33 条の規定を準用する。 <u>(資格決定の通知)</u> <u>第 95 条の 2 法第 127 条第 3 項の規定に</u> <u>より準用される法第 118 条第 6 項の規</u> <u>定による決定の本人への通知に関し必</u> <u>要な事項は、議長が定める。</u> (会議録の記載事項) 第 117 条 略 (会議録に掲載しない事項) 第 118 条 前条の<u>会議録</u>には、秘密会の 議事並びに議長が取り消しを命じた発 言及び第 61 条の規定により取り消し た発言は、掲載しない。 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第 121 条の 2 議会又は議長若しくは委</u> <u>員長（以下この条及び次条第 1 項にお</u> <u>いて「議会等」という。）に対して行わ</u> <u>れる通知のうちこの規則の規定におい</u> <u>て文書その他文字、図形その他の人の知</u> <u>覚によって認識することができる情報</u> <u>が記載された紙その他の有体物（次項及</u> <u>び第 6 項並びに次条において「文書等</u> <u>という。）により行うことが規定されて</u> <u>いるものについては、当該通知に関する</u> <u>この規則の規定にかかわらず、議長が定</u> <u>めるところにより、議長が定める電子情</u> <u>報処理組織（議会等の使用に係る電子計</u> <u>算機（入出力装置を含む。以下この項及</u> <u>び第 4 項において同じ。）とその通知の</u> <u>相手方の使用に係る電子計算機とを電</u> <u>気通信回線で接続した電子情報処理組</u> <u>織をいう。以下この条において同じ。）を</u> <u>使用方法により行うことができる。</u> <u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の</u>	第28条、第29条、第30条、<u>第31条</u>、第 32条第 1 項及び第33条の規定を準用す る。 (会議録の記載事項) 第 117 条 略 <u>2 会議録は、要点筆記の方法によるもの</u> <u>とする。</u> (会議録に掲載しない事項) 第 118 条 前条の<u>会議録の副本</u>には、秘 密会の議事並びに議長が取り消しを命 じた発言及び第 61 条の規定により取 り消した発言は、掲載しない。
---	---

規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第85条第1項及び第86条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を

発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第121条の3 この規則の規定（第28条第1項（第80条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次

<u>項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>	
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第31条に1項を加える改正規定、第80条の改正規定、第95条の次に1条を加える改正規定及び第121条の次に2条を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に関連する手続きのオンライン化を可能とするため及び所要の規定を整備するため提案するものである。